

市町村学校職員の人事評価に関する規則

(目的)

第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第一六二号）第四十四条の規定に基づき、市町村教育委員会が行う市町村立学校職員給与負担法（昭和三十二年法律第一三五号）第一条及び第二条に規定する職員（以下「職員」という。）の勤務成績の評定（以下「人事評価」という。）に関し必要な事項を定め、公正な人事管理に資するとともに、職員が自ら設定した目標の達成状況や職務遂行における資質・能力について自ら申告し、及び評価する者が職員の職務遂行状況を公正かつ客観的に評価することにより、職員の育成及び能力開発を図り、もって職員の資質の向上及び学校組織の活性化に資することを目的とする。

(人事評価の対象となる職員の範囲)

第二条 人事評価は、宮城県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）の教育長（以下「県教育長」という。）が指定する職員以外の全ての職員について行うものとする。

(人事評価の実施基準日等)

第三条 人事評価を実施する基準日（以下「評価基準日」という。）は、地公法第二十二条の規定により条件付採用とされている職員に係る人事評価（以下「条件付採用評価」という。）を除き、毎年度三月一日とする。ただし、年度の中途において昇任、転任、復職その他の事由により評価基準日において公正な評価を行うことが困難と認められる職員その他特に必要があると認められる職員については、県教育長が別に定める。

(条件付採用評価)

第四条 条件付採用評価は、当該職員が採用された日から5月（当該職員が教育公務員特例法（昭和

二十四年法律第一号)第十二条第一項の規定の適用を受ける職員であるときは、十一月)を経過する日の翌日を評価基準日として実施する。ただし、この評価基準日において公正な評価を行うことが困難と認められる職員については、県教育長が別に定めるところにより実施する。

(人事評価の対象期間)

第五条 人事評価に当たって考慮する勤務の期間(以下「評価対象期間」という。)は、毎年度四月一日から当該人事評価の評価基準日の前日までとする。ただし、第3条ただし書の規定に該当する職員及び当該年度の中途において採用された職員の評価対象期間については、それぞれ当該規定に該当することとなった日又は当該採用された日から当該人事評価の評価基準日の前日までとする。

(評価者等)

第六条 人事評価に係る被評価者、第一次評価者、最終評価者及び評価の調整を行う者(以下「調整者」という。)は、次の表のとおりとする。

被評価者	第一次評価者	第二次評価者	調整者
校長	市町村教育委員会の教育長(以下「市町村教育長」という。)があらかじめ指定する者	市町村教育長	
副校長及び教頭		職員の所属する学校	市町村教育長

校長、副校長及び教頭以外の職員	職員の所属する学校の副校長及び教頭	の校長 職員の所属する学校 の校長	市町村教育長
-----------------	-------------------	-------------------------	--------

(人事評価の方法)

第七条 人事評価は、職員が自ら職務上の目標（以下「自己目標」という。）を設定の上、その達成状況等を自己申告し、評価者がその評価を行う目標達成度評価及び職員が職務遂行上で発揮した資質や能力について自己申告し、評価者がその評価を行う資質能力育成評価とする。

2 職員は、県教育長が別に定める評価シート（以下「評価シート」という。）により、自己目標の設定及びその達成状況等を自己申告するとともに、職務遂行上で発揮した資質や能力を自己申告するものとする。

3 第二次評価者は、前項の自己目標の設定等を公正に行うため、職員が自己目標を設定するとき及び最終評価に際しての自己申告を行うときに当該職員と面談を行うものとする。

4 第一次評価者及び第二次評価者は、自己申告、前項の面談の結果、その他県教育長が別に定める事項を総合的に勘案し、評価シートにより人事評価を行うものとする。

5 調整者は、第二次評価者（教育長を除く。以下同じ。）による人事評価の結果について、特に必要と認めるときは、県教育長が別に定めるところにより当該人事評価の結果の調整を行うことができる。

(評価結果の報告)

第八条 第二次評価者は、人事評価の結果を県教育長が別に定めるところにより市町村教育委員会に

報告しなければならない。

2 市町村教育委員会は、人事評価の結果を県教育長が別に定めるところにより県教育委員会に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第九条 人事評価の結果は、職務上の秘密に属する事項として取り扱わなければならない。ただし、人事評価（条件付採用評価を除く。）の結果は、教育長の定めるところにより、当該評価に係る職員に対して開示するものとする。

(苦情の申出)

第十条 校長以外の職員は、前条の規定により提供された人事評価の結果に苦情があるときは、県教育長が別に定めるところにより市町村教育委員会に対し、苦情の申出を行うことができる。

(委任)

第十一条 この規則に定めるもののほか、人事評価の施行に関し必要な事項は、県教育長が定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成三十一年教委規則第3号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和二年教委規則第九号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。